特別診療費 単位数表

項目		単位数	備考
感染対策指導管理		6単位	1日につき
褥瘡対策指導管理(I)		6単位	1日につき
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)		10単位	1月につき
初期入所診療管理		250単位	1回につき・入所中1回(診療方 針に重要な変更があった場合は 2回)まで
重度療養管理		125単位	1日につき
医学情報提供(I)		220単位	退所時に他の病院に対して診療 情報を提供した場合
医学情報提供(Ⅱ)		290単位	退所時に他の診療所に対して診 療情報を提供した場合
理学療法(Ⅰ)		123単位	1日3回(他2種類のリハビリと 併せて1日4回)まで (入所日から4ヶ月超の期間で 月11回以上行った場合は、 11回目以降は所定単位数の 100分の70)
作業療法		123単位	
言語聴覚療法		203単位	
リハビリ テーション 体制 強化加算	(理学療法士)	35単位	理学療法士を2名以上配置してリ ハビリテーションを行った場合
	(作業療法士)	35単位	
	(言語聴覚士)	35単位	言語聴覚士を2名以上配置してリ ハビリテーションを行った場合
理学療法、作業療法又は 言語聴覚療法に係る加算		33単位	1月につき
摂食機能療法		208単位	1日につき・月4回まで
短期集中リハビリテー ション		240単位	1日につき・入所後3ヶ月以内 (理学療法(I)、作業療法、
認知症短期集中 リハビリテーション		240単位	言語聴覚療法又は摂食機能療法 との重複なし)

[※]上記の単位数に10円を乗じて得た額の1割(一定以上の所得のある方は2割または 3割)が利用者負担となります。